

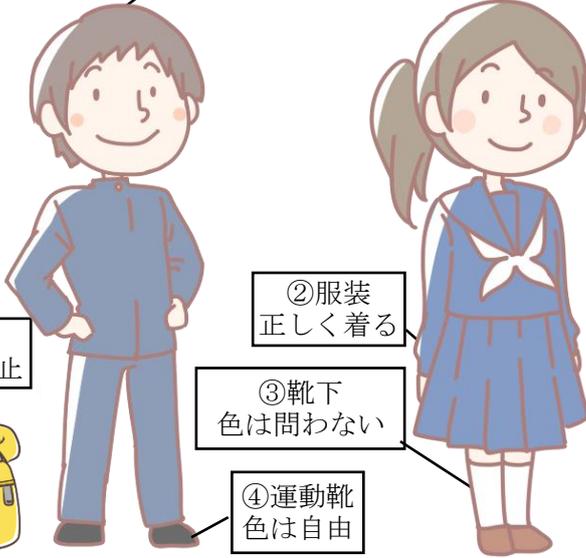
2024. 2. 26 現在



嵐山町立菅谷中学校 生活のきまり

身だしなみ

①頭髪：学校生活に問題ないもの



⑤持ち物
不用品は禁止

②服装
正しく着る

③靴下
色は問わない

④運動靴
色は自由

スラックスも対応可

【基本的な考え】

- ・一般的な常識感覚で判断する
- ・自他の生活を妨げないものとする

①頭髪

- ・学校生活を送る上で「問題ない」と自他ともに認められるもの
- ・場所、時間、状況、安全面を考慮
- ・学校という場所を鑑みて、時間や費用、労力を必要以上につけないもの

②服装

- ・スカートや学制服等を折らない
- ・ボタンやタイを正しく付ける
- ・セーター等は見えないように着る
- ・防寒としてタイツの使用可
- ・スラックスも対応可

③靴下

- ・色は問わない
- ・儀式的行事は色や丈を考慮する

④靴

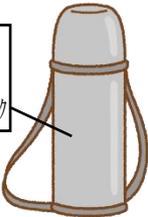
- ・運動靴で色は問わない

⑤持ち物

- ・学業に不必要なものは禁止
- ・ロッカーに入る大きさ
- ・日焼け止め等は無香料
- ・カッターの持ち込みは禁止
- ・原則教科書類は学校においていく（必要に応じて持ち帰る）

水筒 & ペットボトル、PC

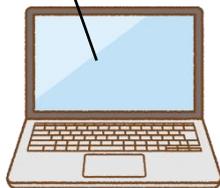
⑥水筒
お茶
スポーツドリンク



⑦ペットボトル
水筒補充用



⑧タブレットPC
学校に関係あること



⑥水筒

- ・中身はお茶かスポーツドリンク類
- ・飲み物は絶対に人に与えない

⑦ペットボトル

- ・水筒の補充用として許可（直接飲まない）
- ・タオル等で包む

⑧タブレットPC

- ・使用規定のもと休み時間等の使用も認める

⑨登下校中の格好

- ・制服、ジャージ、体育着
- ※部活の格好も可
- ・防寒着の着用も可（黒、紺、グレー、茶）
- ※ウインドブレーカー可

⑩自転車

- ・自転車通学許可願を提出
- ・自転車点検に合格し鑑札を貼る
- ・雨天時はレインコートを着る
- ・故意に変形させたものは認めない
- ・スタンドは両足のもの
- ・荷物は荷台にくくりつける

登下校

⑨格好
正しく着る



⑩自転車
ヘルメット着用



⑪出欠確認

- ・ 8 : 25 までに着席
- ※チャイムの鳴り初めに着席していない場合は遅刻
- ※生徒は原則 7 : 20 より前に登校しない
- ※朝会などの場合は集合場所で出席確認
- ・ 登校後は許可なく校地外に出ない
- ・ 8 : 25 ~ 8 : 35 は基本的に朝読書

⑫朝の服装

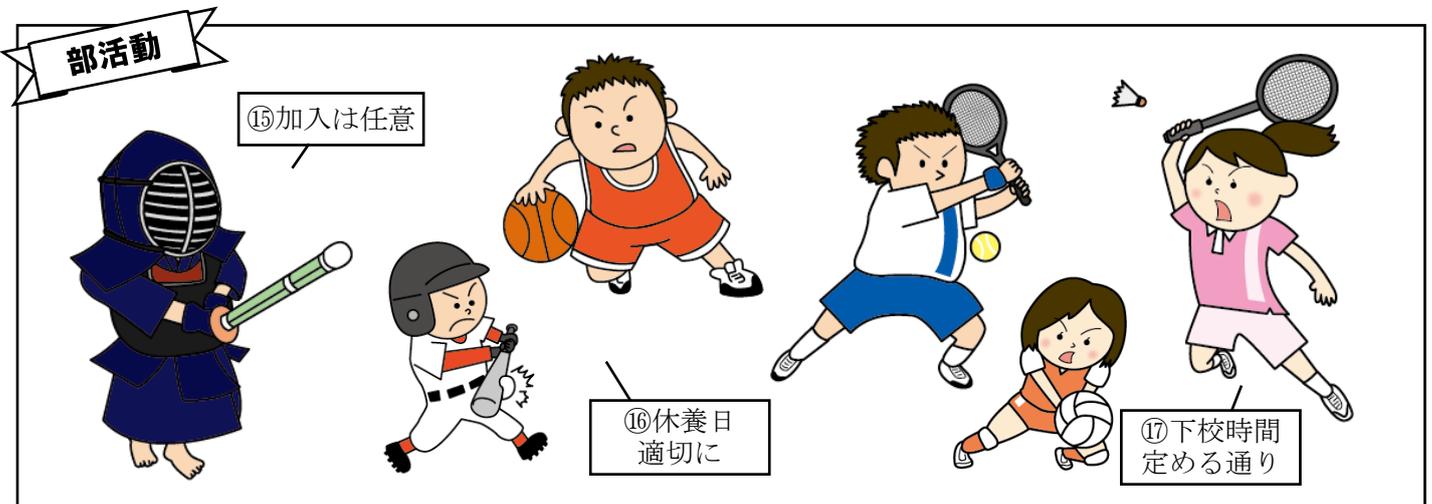
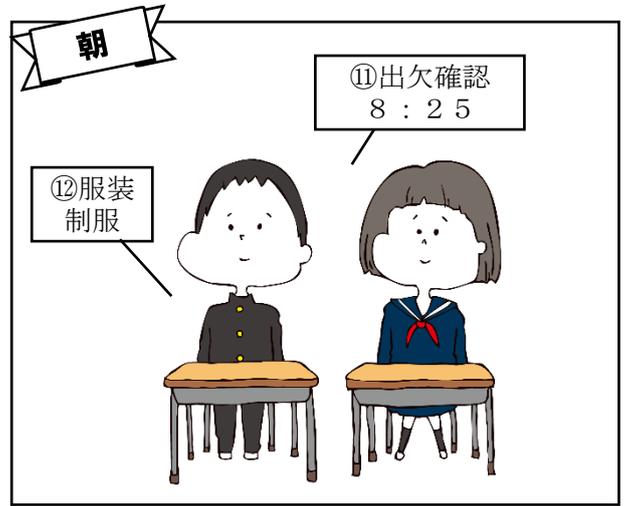
- ・ 原則 制服
- ※ 1 時間目の授業によっては特例あり

⑬自教室のみ

- ・ 原則として他のクラスに入らない

⑭授業中や休み時間の服装

- ・ 次に定める通りとする
- (1) 1 校時が体育着のとき → 朝の会も体育着可
- (2) 2 校時が体育着のとき → 朝の会は制服
- (3) 前後を体育着の教科に挟まれているとき
→ 挟まれている教科も体育着可
- (4) 4 校時が体育着のとき → 給食も体育着可
- (5) 4 校時が体育着ではないとき → 4 校時は制服
- (6) 昼清掃または清掃がないとき
→ 午後 (5, 6 校時) はどちらでもよい
- ※ 一般的な「クールビズ」期間を目安に「スクール期間」を設ける
- ※ 「スクール期間」…制服の代わりに体育着生活可
- ※ 冬場は「ホットする期間」を設ける
- ※ 「ホットする期間」…学校内での防寒着可



⑮加入は任意

- ・ 転部や退部をする際は担任、顧問、保護者と相談

⑯休養日

- ・ 週休日のどちらかを休み (1 月のトータル)
- ・ 平日は週に 1 日を休み
- ・ 夏季休業中の練習は 20 日程度

⑰下校時間

- ・ 最長が 4 ~ 7 月の 18 : 00
- ・ 最短が 11 月中旬 ~ 12 月の 16 : 30

その他

⑱リップやハンドクリーム 無香料のもの



⑲日焼け止めなど 使用する場所を考える

⑳教科書など 貸し借り禁止



持ち物には 名前を

